

市原市立海上小学校いじめ防止基本方針

令和4年4月改定

市原市立海上小学校

はじめに

いじめは、絶対に許されない行為である。学校でいじめを受けた児童がいた場合には、その児童を最後まで守り抜くと同時に、いじめの原因を検証・分析し、いじめのない学校を目指さなければならない。

しかし残念ながら、いじめ、差別等は古くから人間社会に存在してきたことも事実であり、人類は人権を発展させることでその暗い歴史と戦ってきた。この度施行された、「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）、「千葉県いじめ防止対策推進条例」（平成26年4月1日施行）及び「市原市いじめ防止等のための基本方針」（平成26年8月施行）もその戦いの一過程である。

本基本方針は、学校・家庭・地域その他の関係者の連携のもと、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

もくじ

- 1 いじめの定義
- 2 基本理念
 - (1) いじめの禁止
 - (2) 方針
- 3 学校及び教職員の資質
- 4 いじめ防止等の対策のための施策
 - (1) いじめ防止等の対策のための組織
 - (2) いじめの未然防止
 - (3) いじめの早期発見
- 5 いじめを認知した場合の対応
 - (1) 報告連絡体制
 - (2) 事実確認と連絡
 - (3) いじめ被害者及びその保護者への対応
 - (4) いじめ加害者及びその保護者への対応
 - (5) 傍観者への指導
 - (6) その他
- 6 重大事態への対処
 - (1) 重大事態の意味
 - (2) 発生の調査・報告
 - (3) 調査結果を踏まえた必要な措置
- 7 学校いじめ防止基本方針の公表・点検・評価
 - (1) 公表
 - (2) 学校評価等
 - (3) 基本方針の見直し
 - (4) その他
- 8 いじめ問題防止、早期発見に向けた取組計画

1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

2 基本理念

（1）いじめの禁止

ア 児童はいじめを行ってはならない。

イ 他の児童に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように努める。

（2）方針

ア いじめはどの集団・学校・子どもにも起こる可能性がある、最も身近で深刻な人権侵害であり、決して許されない行為であることを、児童及び保護者へ周知させる。

イ いじめの防止に向け、特定の児童だけの問題とせず、広く学校・家庭・地域その他の関係者で取り組んでいく。

ウ いじめの被害者及びその保護者をしっかり守ると同時に、加害者への指導及びその保護者への助言を行う。

エ 学校が、子どもたちが安心して豊かに生活し、自分の力を信じ、未来へ飛躍する子の実現の場となるよう、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

3 学校及び教職員の資質

生徒指導に係る体制等の充実に向けた教職員の適切な配置や、心のサポーター、スクールカウンセラー等関係職員の活用を推進するとともに、研修を充実させて教職員の資質向上を図る。

4 いじめ防止等の対策のための施策

（1）いじめ防止等の対策のための組織

ア 生徒指導委員会

毎月、職員会議後に全職員で生徒指導に関する情報交換を行う。

イ 学校いじめ問題対策委員会

（ア）委員会の委員は以下のものとする。

a 校内委員…校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、心のサポーター

b 校外委員…PTA会長、学校医、スクールカウンセラー(アシスタント)

（イ）年3回を定例会とし、必要に応じて校長の指示により臨時開催する。

（ウ）校外委員の招聘については校長の指示によるものとする。

(2) いじめの未然防止

ア 児童が主体となった活動

児童会活動に積極的に取り組むことで、自主性と社会性を養う。

イ 教職員が主体となった活動

(ア) 児童一人一人を大切にしたい授業実践を行う。

(イ) 児童の豊かな情操を育む道徳教育を、教育活動全体を通じて行う。

(ウ) すべての職員が、全児童と適切な関わりをもつ。

(エ) いじめ防止に向け、保護者や地域社会との連携を推進する。

(オ) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を推進する。

(カ) いじめに関する研修を積極的に行う。

(3) いじめの早期発見

ア 「学校生活アンケート」を年3回実施する。

イ 児童の欠席状況を組織的に把握する。

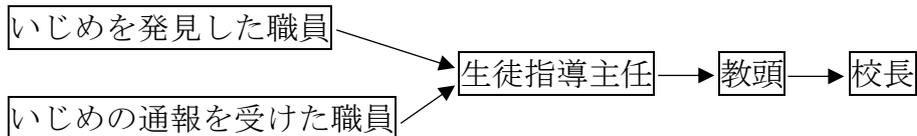
ウ 連絡帳等を通して日常的な家庭との連携及び児童観察を行う。

エ 教職員間の、「報告・連絡・相談・記録」体制を徹底する。

オ 年2回教育相談週間を設け、児童理解に努める。

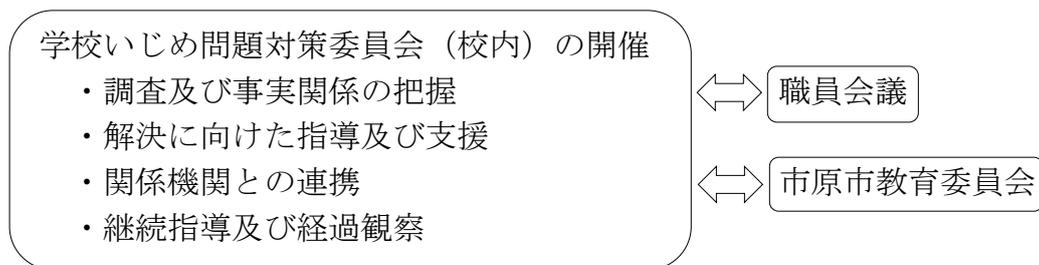
5 いじめを認知した場合の対応

(1) 報告連絡体制



※ 緊急を要するときはこの限りではない。

(2) 事実確認と連絡



(3) いじめ被害者及びその保護者への対応

ア 被害児童への支援

いじめられた児童の苦痛を共感し、不安や心配を取り除くとともに、最後まで守り抜く体制を整えて、継続的に支援する。

イ 被害保護者への支援

事実関係を共通理解し、不安や心配を取り除くとともに、連携して児童を守れるよう体制を整える。

(4) いじめ加害者及びその保護者への対応

ア 加害児童への指導

いじめは決して許されないという事を指導するとともに、加害児童の内面を理解して、心の指導を粘り強く行う。

イ 加害保護者への助言

事実関係を共通理解し、被害者への謝罪を促すとともに、加害児童の更生に向けて連携して指導する体制を整える。

(5) 傍観者への指導

いじめを認識しながら傍観することも許されない行為であることを指導するとともに、自分たちでいじめの問題を解決できる力の育成に努める。

(6) その他

いじめが犯罪行為と認められる場合は、警察へ通報し連携して対応する。

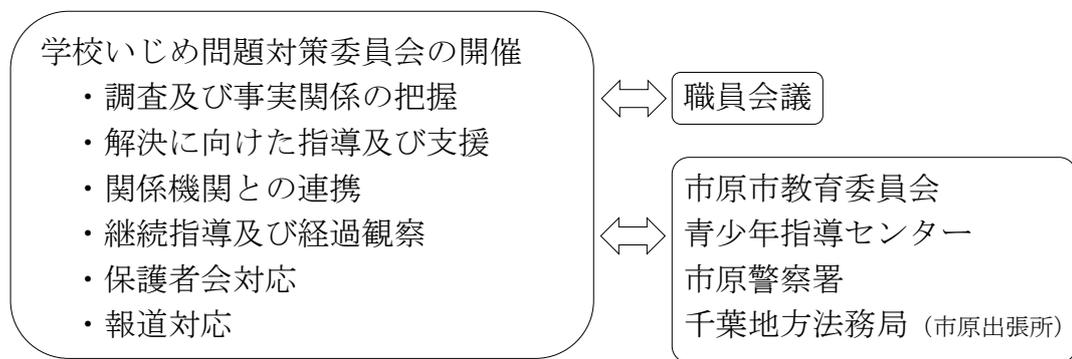
6 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

ア いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

イ いじめにより、相当の期間（不登校の定義を踏まえ年間30日が目安。具体的な期間については、学校いじめ問題対策委員会で判断する。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合

(2) 発生の調査・報告



ア 重大事態であると判断した場合には、直ちに教育委員会に報告する。

イ 被害児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったときは、重大事態として発生したものとして扱う。

(3) 調査結果を踏まえた必要な措置

当該事案に係る調査結果については、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。

7 学校いじめ防止基本方針の公表・点検・評価

(1) 公表

本方針は本校ホームページで公表する。

(2) 学校評価等

学校評価にいじめ防止等に関する項目を設ける。

(3) 基本方針の見直し

本方針は毎年度評価し、その改訂については、学校いじめ問題対策委員会と職員会議を経て行う。

8 いじめ問題防止、早期発見に向けた取組計画

※令和4年度は感染症対応のため、動向を踏まえ柔軟に対応する。

4月	・生徒指導委員会 ・児童会あいさつ運動 ・家庭確認
5月	・生徒指導委員会 ・児童会あいさつ運動 ・QUアンケート
6月	・生徒指導委員会 ・児童会あいさつ運動 ・いじめゼロ集会&いじめゼロ運動・ ・学校生活アンケート
7月	・教育相談週間 ・生徒指導委員会 ・児童会あいさつ運動 ・保護者面談 ・学校いじめ問題対策委員会
8月	・生徒指導委員会
9月	・生徒指導委員会 ・児童会あいさつ運動 ・学校評価アンケート
10月	・生徒指導委員会 ・児童会あいさつ運動
11月	・生徒指導委員会 ・児童会あいさつ運動 ・学校生活アンケート
12月	・教育相談週間 ・体罰セクハラ防止アンケート ・生徒指導委員会 ・児童会あいさつ運動 ・いじめゼロ集会&いじめゼロ運動 ・保護者面談

	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ問題対策委員会
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 ・児童会あいさつ運動 ・学校評価アンケート ・学校生活アンケート
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 ・児童会あいさつ運動 ・学校いじめ問題対策委員会
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 ・児童会あいさつ運動 ・情報交換（小学校⇔中学校、小学校⇔幼稚園・保育所）